

集団扱火災保険のご案内

ご自宅も！診療所も！

POINT

①

一般でのご加入より約5%おトク！

一括払のご契約では、一般でのご加入より5%割安（※火災保険集団扱年一括払による割引）。月払のご契約では5%の分割割増がかかりません。

5% off!
集団扱一括払割引適用

【ご契約例（THEすまいの保険）】（保険始期日2024年10月1日）

【所在地】	北海道	【物件・構造】	併用住宅物件・T構造（耐火構造）
【保険の対象】	建物、家財	【職作業】	病院、診療所
【建物新価評価額】	5,000万円	【保険金額】	建物5,000万円、家財2,000万円
【プラン】	ベーシックI型	【臨時費用保険金支払割合・限度額】	損害保険金×10%（100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度）
【割引】	地震建築年割引 10%適用	【地震保険】	建物2,500万円、家財1,000万円
【自己負担額】	5万円		
【建築年月】	1998年4月		

■一般契約（一括払）を1年契約した場合.....120,650円

■**集団扱契約（一括払）を1年契約した場合.....115,740円**

4,910円割安！

■一般契約（分割12回払）を1年契約した場合.....年間126,600円（月々10,550円）

■**集団扱契約（分割12回払）を1年契約した場合.....年間120,720円（月々10,060円）**

5,880円割安！
分割払でも割増がかかりません！

※集団扱は分割払による割増がありませんので一般契約の口座振替分割払と比べて割安です。

POINT

②

「家財の地震保険」にも加入してしっかり備えましょう！

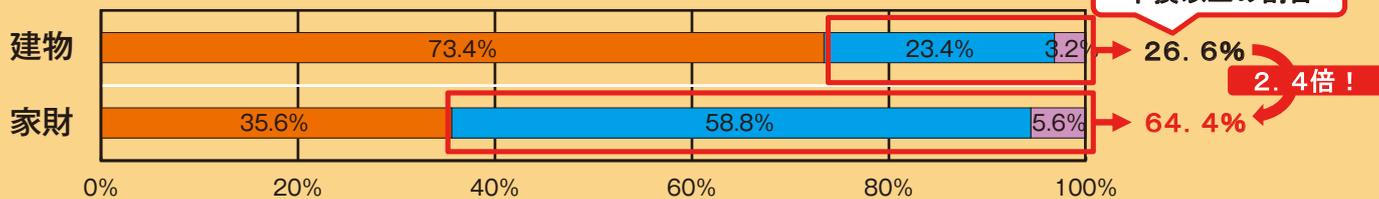
地震保険金額は最大で火災保険金額の50%までの設定となるので「建物の地震保険」だけでは生活再建の費用として足りないこともあります。

昨今、耐震性の高い建物が増えてきていますが、建物に損害が生じなくても家具類の転倒等により家財に大きな損害が発生する割合が高くなっています！

2016年 熊本地震における地震保険金支払実績 (注)

■損害の程度別の支払件数割合

■一部損 ■半損 ■全損



上記グラフの通り、半損以上の「支払件数」割合は「建物」が26.6%なのに対し、「家財」は64.4%となっており、2.4倍となっています。このことから「建物」よりも「家財」の方が損害の程度が大きくなりやすいことが読み取れます。

(注) 損保ジャパンにおいて2016年7月末時点で地震保険金支払が完了している契約についての実績です。

被災者の当面の生活を支えてくれる地震保険

■地震保険お支払事例

・建物が「一部損」、家財が「大半損」認定となった場合の地震保険支払保険金は以下のとおりとなります。

〈ご契約内容〉

〈地震保険 支払金額〉

保険の対象	基本保険金額	地震保険金額	保険の対象	地震保険金額	支払割合	支払保険金
建物	5,000万円	2,500万円	建物（一部損）	2,500万円	5%	125万円
家財	2,000万円	1,000万円	家財（大半損）	1,000万円	60%	600万円
合計						725万円

家財にも地震保険を加入しておくことで、保険金受取額が大幅アップ！

熊本地震の被災者の方からも、「家財の地震保険金」がとても役に立ったという声が多く寄せられています！

ご加入にあたっての条件

この集団扱でご契約いただけるのは、右記(1)と(2)の条件に該当する場合に限定されております。

CHECK!

(1) 契約者
① 北海道医師会
② 北海道医師会の会員
③ 北海道医師会の役職員
④ 北海道医師会の会員が開設している診療所の従業員

(注)ご家族や、退職された方は契約者とすることができませんのでご注意ください。

(2) 保険の対象の所有者
① 契約者本人
② 契約者の配偶者
③ 契約者またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含む)
④ 契約者またはその配偶者の別居の被扶養親族(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎり)
⑤ 契約者の役職員

『一人医師医療法人』の場合

北海道医師会の会員である医師個人が、実態として診療所の開設者となっている「一人医師医療法人(医療法人の内、医師が常時一人または二人勤務する診療所を開設する法人)」もご加入対象です。下記(1)と(2)の条件をご確認ください。

(1) 契約者
医師個人
一人医師医療法人
一人医師医療法人の役職員

(2) 保険の対象の所有者
① 医師個人
② 医師個人の配偶者
③ 医師個人またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含む)
④ 医師個人またはその配偶者の別居の被扶養親族(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎり)
⑤ 一人医師医療法人
⑥ 一人医師医療法人の役職員
⑦ 一人医師医療法人の役職員の配偶者
⑧ 一人医師医療法人の役職員またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含む)
⑨ 一人医師医療法人の役職員またはその配偶者の別居の被扶養親族(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎり)

集団扱火災保険 お見積り依頼書

株式会社メディコ北海道 行

FAX : 011-210-7172

※現在ご加入の火災保険証券コピーを添えてFAX願います。ご希望のご契約条件をお伺いしたうえで、お見積りさせていただきます。

希望連絡先 自宅 勤務先 携帯 Eメール

火災保険の満期日

令和 年 月 日

(該当項目に○印をおつけください。)

火災保険の満期日もご記入ください。(月まででも結構です。)

お名前	フリガナ	勤務先医療機関名	
		医籍番号	
住所	フリガナ		
連絡先	TEL	-	-
	E-mail	-	-@
建物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> 賃貸マンション <input type="checkbox"/> 診療所(自宅を 含む) <input type="checkbox"/> その他()		
専有・占有面積	m ²	建築年月	年 月 地震保険 <input type="checkbox"/> セットする <input type="checkbox"/> セットしない

<個人情報取扱い>

メディコ北海道は、ご提出いただいた火災保険証券およびこの集団扱火災保険お見積り依頼書に記載いただいた個人情報をもとに、お客様のニーズに合った火災保険契約プランをご提案させていただきます。なお、適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報をメディコ北海道が損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン株式会社に提供することにご同意のうえ、集団扱火災保険お見積り依頼書にご記入ください。

- 「THEすまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、その他の補償内容につきましては、必ずパンフレットまたはご契約のしおり等をご確認ください。
- 集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先・取扱代理店>

一般社団法人北海道医師会指定保険代理店

株式会社メディコ北海道

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館3階

TEL 011(232)8878 (平日午前9時から午後5時)

FAX 011(210)7172

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

札幌支店 法人第一支社 〒060-8552 北海道札幌市中央区北1条西6-2

TEL 011(281)6144 (平日午前9時から午後5時)